

立憲が廃案覚悟で単独の別姓法案を提出

「婚姻時に子の姓を決める」に変更で「墓穴」

立憲民主党は4月30日、単独の議員立法として、民法の一部を改正する「別姓法案」を国会に提出しました。当初は25日にも他の野党の賛同を得て提出する予定でしたが、同党の西村智奈美

議員が委員長を務める法務委員会に法案が負託されたとしても、他の主要会派が同調する可能性は低く、立憲のパフォーマンスで終わる可能性があります。

「子どもの姓がバラバラ」の批判にひるんだ！

立憲は4月8日に、選択的夫婦別姓を導入した場合の子供の姓の決め方について、「出生時に決める」から「婚姻時に決める」に変更しました。これは、平成8年に法制審議会がまとめた法案要綱に沿ったもので、これまでは共産党や国民民主党などとも令和4年に共同で提出した法案を含め、「出生時にその都度決めて届ける」としていました。また、夫婦間でどち

らの姓にするか決まらない場合（協議の不調）は、家庭裁判所に判断を委ねるとしていました。ところが、私たち「別姓反対・慎重派」の啓蒙活動などで、夫婦別姓が「親子別姓」となることへの関心が高まり、立憲案は「兄弟姉妹の姓がバラバラになる」との国民の認識が強まりました。さらに、「家庭裁判所の裁判官には判断する基準などない」という国民の理解が増したことで、党内では、法案の審議で質問されても「答えに窮する」との声が強まってきました。

「子の姓いつ決めるか」は別姓制度の諸刃の剣

このため、立憲は責任者の辻元清美代表代行が中心となり、経団連や連合などが推進している法制審議会案に乗り換えて「子供の姓を統一する」することで、諸々の批判をかわそうとしたのです。国民民主（玉木雄一郎代表）が別姓導入に慎重になってきたことも影響したようです。しかし、これは「諸刃の剣」でした。婚姻時に子供の姓を決めるということは、子供の姓を決めない「婚姻届が受理されない」ことを意味します。しかも、健康上の理

由で子どもを産めなかったり、いわゆる衆参適齢期を過ぎて結婚した女性にも、子供の姓を役所に届けるのを強いることになります。憲法24条は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」と規定しており、結婚の条件に、生まれるかどうかもわからない子供の姓を届けることを義務づけるのは「憲法違反だ」との指摘もあるのです。

自民党氏制度WTは最低でも「中間報告」で同姓維持明確に！

一方、旧姓の通称使用法制化はどうかという点、自民党「氏制度のあり方に関する検討ワーキングチーム（WT）」では、別姓反対・慎重派が優勢とは言え、いまだに結論が出ていません。このままでは、立憲のパフォーマンスだけが国民の印象に残り、せっかく関心が高まった「夫婦別

姓は親子別姓」への忌避感を活かすことはできません。旧姓の通称使用法制化については、4月末までに全国の地方議員313人から署名が集まっています。このうち、自民党所属の都道府県議会議員と政令指定都市の議員に限れば、全議員の75%が署名しています。

各党は改憲の共同作業に着手せよ！
第27回 公開憲法フォーラム

公開憲法フォーラムが3日午後2時から、「危機に立つ日本」をテーマで東京都内の砂防会館別館（地下鉄永田町駅）で開かれます。各党に条文化の共同作業着手を促し、9条及び緊急事態条項条文化の作業体設置を提唱します。各党国会議員のシンポジウムも行なわれます。参加できない方は下記のURLによるライブ配信をご覧ください。

<https://youtube.com/live/EbHxyYyeaw4>



署名をした議員の方々は、既に事実上の戦いが始まっている参院選の運動の中核となっており、各地で汗を流しており、そうした人たちの切実な声を無視することは許されません。もし、立憲の法案への対案がまとまらない場合であつても、WTは、これまでの議論を反映させて、最低でも「中間報告」として、「一戸籍一氏（姓）」を維持するのとを打ち出し、選挙公約にも明記すべきです。